

令和2年4月1日から

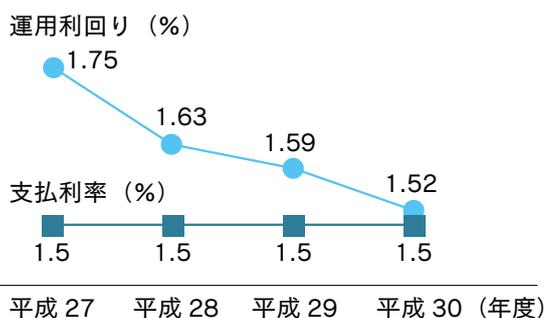
共済積立貯金の 支払利率の引下げ・預入限度額の設定

貯金事業は、加入者の皆様からお預かりした資金を運用し、その運用益を加入者へ還元することで福祉の増進を図ることを目的としています。

しかし、貯金残高の増加に伴い支払利息が増える一方、運用利回りが低下しており、支払利率年1.50%を維持することが難しい状況です。

そのため将来にわたり持続可能な事業とするため、令和2年4月1日より支払利率の引下げと預入限度額の設定を行います。

運用利回りと支払利率の推移



(令和2年3月31日まで)

支払利率

年利 1.50%

預入限度額

預入限度額なし

(令和2年4月1日から)

年利 1.20%

預入限度額 3,500 万円

●預入限度額を超えた貯金額の取扱い

令和2年4月1日より貯金者1人あたりの預入限度額が3,500万円となるため、貯金残高が3,500万円を超えている場合は、払戻しをお願いします。

なお、払戻しがなかった場合は、**令和2年5月28日(木)に超過分を共済組合の登録口座へ送金**します。

●周知について

利率の引下げ・預入限度額の設定については、10月中旬配付予定の「貯金現在残高通知書」で加入者全員にお知らせすると共に、貯金残高が預入限度額の98%以上に達している方には、併せて通知をする予定です。

また、ホームページに掲載するほか、今後も「共済だより」を通してお知らせしていきます。

貯金払戻・解約金の送金スケジュール

8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	1回目送金 払戻し		8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2				6	7
8	9	1回目送金 払戻し			13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月

日	月	火	水	木	金	土
		1			4	5
6	7	8	1回目送金 払戻し		11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

●解約の場合は2回目に送金します。 ●「貯金払戻(解約)請求書」の締切日は所属所により異なりますので、共済事務担当課までお問い合わせください。 ●払戻限度額は、前月末の残高となります。

上記記事に関する
お問い合わせは

総務課福祉係

☎028-615-7805